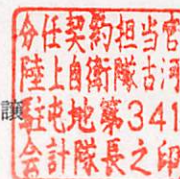


入 札 公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊古河駐屯地
第341会計隊長 中島 一誠



一般競争入札について、下記のとおり公告する。

1 一般競争に付する事項

- | (1) | 品(件)名等 | 規 格 | 単位 | 数量 | 備 考 |
|-----|---------------|---------|----|----|-----|
| | 25号建物ボイラー補修工事 | 仕様書のとおり | 式 | 1 | |
- (2) 工 期 : 契約日 ~ 令和6年11月29日(金)
(3) 工 事 場 所 : 陸上自衛隊古河駐屯地

2 入 札 参 加 資 格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省装備施設本部から令和5・6・7年度建設工事に関する資格決定通知を受けた者のうち、工事種別「建築一式」もしくは「管」のD等級以上に格付けされ本年度競争参加資格を有するもの。
- (4) 契約担当官等から指名停止等の措置を受け、現在その期間中の者でないこと。
- (5) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (6) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (8) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (9) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。また、落札者は別途示す当該事項に係る誓約書を契約締結時に提出するものとする。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊古河駐屯地 第341会計隊事務室
東部方面会計隊ウェブサイト (<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin>) に掲載

4 入 札 説 明 会

実施しない。

5 入 札

- (1) 日 時 : 令和6年6月28日(金) 09時00分
(2) 場 所 : 陸上自衛隊古河駐屯地 会計隊入札室
(3) 郵便による入札 : 封書に会社名、入札日時、件名及び入札書在中(朱書き)と明記した上、令和6年6月27日(木)17時までに第341会計隊契約班必着とする。

6 入 札 条 件

- (1) 入札金額の内訳書 : ア 入札書には内訳書を添付すること。ただし、開札から直ちに行う再度入札に係る内訳書については、後日、郵送等により提出することができる。
イ 内訳書の内容に著しい不備があつて当該入札書の内訳であると認められない場合は、原則として当該入札を無効とする。
- (2) 入 札 金 額 : 「消費税抜き価格」で記載すること。
- (3) 再 度 入 札 : 1回の入札で落札決定できない場合には、ただちに再度入札を実施する。ただし、初度入札で郵便による入札参加者があつた場合、再度入札の時期は次のとおりとする。

日時 : 令和6年7月2日(火) 09時00分

7 落 札 決 定 方 法

- (1) 総額で、かつ当該所定の予定価格の範囲内で最低の金額をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とする。

8 低入札価格調査

- (1) 予決令第85条による基準価格を下回った場合は、低入札調査を実施する。
- (2) 調査の結果、最低価格入札であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

9 保証金

- (1) 入札保証金：免除とする。ただし落札者が契約を締結しない場合、落札金額に消費税相当額を加算した額の5/100に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除とする。ただし契約者が契約を履行しない場合、契約金額の10/100に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- (3) 遅延賠償：遅延部分1日につき、契約金額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

10 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する資格のない者が行った入札
- (2) 入札者名、押印及び入札金額が識別しがたい場合
- (3) 電信、電話、ファックス等による入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した場合
- (5) 郵便による入札で期日までに未達のもの
- (6) 工事費の内訳書を提出しなかった者の入札及び内訳書の内容に著しい不備があり当該入札の内訳であると認められない場合

11 契約書の作成

落札者は落札決定後、契約書を建設工事に係る標準契約書の様式により遅滞なく作成し、提出するものとする。

12 前金払 実施しない。

13 その他

- (1) 委任状：代表者でない者が入札する場合は、入札時に委任状を提出するものとする。
- (2) 資格審査決定通知：本年度「資格審査決定通知書」の写しを未提出の業者は入札までに提出
- (3) 連絡先：〒306-0234 茨城県古河市上辺見1195 陸上自衛隊古河駐屯地
入札に関する事項：第341会計隊 契約班 担当：西國原（にしこくばる）
電話：0280-32-4141 内線：387（FAX：内線594）
仕様書に関する事項：古河駐屯地業務隊 管理科営繕班 担当：金井
電話：0280-32-4141 内線：322（FAX：内線588）

工 事 仕 様 書

1 工事件名：25号建物ボイラー補修工事

2 工事場所：茨城県古河市上辺見1195 陸上自衛隊古河駐屯地

3 工事概要：圧力発信器及び空気ダンパ交換

4 工事種目：機械設備工事……………圧力発信器撤去・新設 2台
空気ダンパ撤去・新設 2台

5 一般事項

- (1) 本仕様書は、「25号建物ボイラー補修工事」に摘要する。
- (2) 本工事は、本仕様書及び図面によるほか、次に挙げる標準仕様書及び監督官の指示により施工するものとし、特に記載、指示がなくとも技術的に当然なすべきことは契約相手方の負担により、確実に実施すること。
ア 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」
イ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」
- (3) 図面に記載なき材料及び工法等は標準仕様書によるほか、使用する材料等の仕様による。
- (4) 図面の内容と現況とに相違のある場合、図面に明記なき場合又は疑義が生じた場合には、監督官を通じて契約担当官と協議する。
- (5) 責任施工
工事施工は、すべて設計図及び工事標準仕様書並びに工事仕様書に示されたとおりとし、完成後の機能を完全に満足させるよう確実に施工するものとする。
- (6) 現場代理人及び主任技術者
現場代理人は、工事施工に関する諸法規及び諸規定に精通し、かつ、十分な経験を有する者とする。国家資格等を必要とする施工の場合は、その資格を有するものとし、その資格の写しを監督官に1部提出するものとする。
- (7) 工事工程表
契約相手方は、工程表を監督官に提出し承認を受けるものとする。工程表の変更を必要とする場合は、その都度監督官の承認を受けるものとする。
- (8) 材料
ア 仮設用及び特に示されたもの以外はすべて新品であること。
イ 工事に使用する材料は、監督官立会のもと検査を受け、合格したものをを使用すること。
ウ 監督官の指定する材料は、承認図及び見本等を提出して承認を受けること。
エ 工事に使用する主要な材料及び監督官の指定する材料は、見本・カタログ・承認図・施工図を提出して承認を受けること。
- (9) 工事現場管理
ア 作業現場の管理は、関係法規及び部隊規定に従い遺漏なく行い、事故防止に万全の対策を講じ、常に注意を怠らないようにすること。
イ 本工事の施工に伴い、他の施設及び物品等に汚損または損傷を与えた場合は、契約相手方の負担により直ちに現状復旧すること。
ウ 資材搬入口及び資材置場については、監督官の指示に従うこと
エ 工事で使用する電気及び水については官側の施設を使用することは原則認めないものとする。
- (10) 工事写真
ア 写真はカラー（サービス版）とし、1部（台紙貼付等）を提出するものとする。

イ 撮影要領

- (7) 各工程毎施工前、施工中（外部から明視できなくなる虞のある箇所は確実に撮影する。）及び完成後共同一場所、同一方向から撮影すること。
- (4) 工事看板（黒板等）には工程等を明瞭に記載すること。
- (9) 資材搬入時、規格及び数量等が明確になる写真を写すものとする。
- (12) その他、撮影の細部については、監督官の指示によるものとする。
- (11) 工事関係書類等の管理
ア 工事関係書類、パソコン及び可搬記憶媒体の適切な管理を行い、情報流出の防止に万全を期すること。
イ パソコン及び可搬記憶媒体を駐屯地内に持ち込む場合に、監督官に申し出て必要な処置を行うものとする。
ウ 契約相手方は、本仕様書等を当該工事関係者以外に貸出し、複写及び回覧させてはならない。
- (12) 作業実施日及び作業時間
ア 土日及び祝日の作業は原則認めないものとする。
イ 作業時間は原則、駐屯地の日課時限（08:15～17:00）に合わせて実施すること。
ウ 作業工程等の都合上、上記事項に不都合がある場合は、事前に監督官と協議のうえ、承認を得てから作業を実施すること。
- (13) 駐屯地内車両運行
ア 駐屯地内における車両駐車場は、監督官の指示によるものとする。
イ 駐屯地内車両運行速度は、20km/h以下とする。
ウ 駐屯地内車両運行は、安全運転に万全を期すること。
- (14) 発生材等の処理
ア 金属類の発生材は発生材調査により監督官に引継ぐものとし、監督官の指定した場所に搬出する。それ以外の発生材については、監督官の指示に従うこと。
イ 産業廃棄物等は選別を行い、リサイクル等再資源化に努めること。
ウ 産業廃棄物の処理については、契約相手方の責任において各種関係法令に基づき適切に処分し、産業廃棄物管理票E票の写しのほか、その他監督官の指示するものを提出すること。
なお、産業廃棄物管理票における排出事業者とは契約相手方とし、E票の写しについては最終処分が終了した旨が記載されたものを最終処分者から返送された後、速やかに監督官に提出すること。
- (15) 工事完成検査
ア 契約相手方は監督官と共に、検査官による完成検査を受けるものとし、不合格の場合は契約相手方の負担により是正したした後、再受検すること。
イ 完成後検査が不可能または困難な箇所は、その施工にあたり監督官の指示を受ける。

工事件名	25号建物ボイラー補修工事	図面番号	2/5
図 名	工事仕様書（1）	縮 尺	-
陸上自衛隊古河駐屯地業務隊管理科営繕班		作成年月日	R6.4.15

6 工事特記仕様

(1) ボイラー諸元

実施場所	種 別	規格等
古河駐屯地 ボイラー室	炉筒煙管ボイラー 1号缶 2号缶	1 製 造 会 社：川重冷熱工業 2 型 式：KS-40 3 製 造 年 月：2006年5月 4 伝 熱 面 積：45.4㎡ 5 最高使用圧力：10kg/cm ² 6 換 算 蒸 発 量：4,800kg/h 7 燃 焼 方 式：加圧燃焼式 8 燃 料：A重油1種1号

(2) 施工要領

ア 図示の内容は標準施工方法を示すものであり、現場の状況を考慮して、細部の取合い等については、監督官と協議した後施工すること。

イ 部品交換完了後は、試運転調整を行い以上ないことを確認すること。

(3) 数量・使用材料表

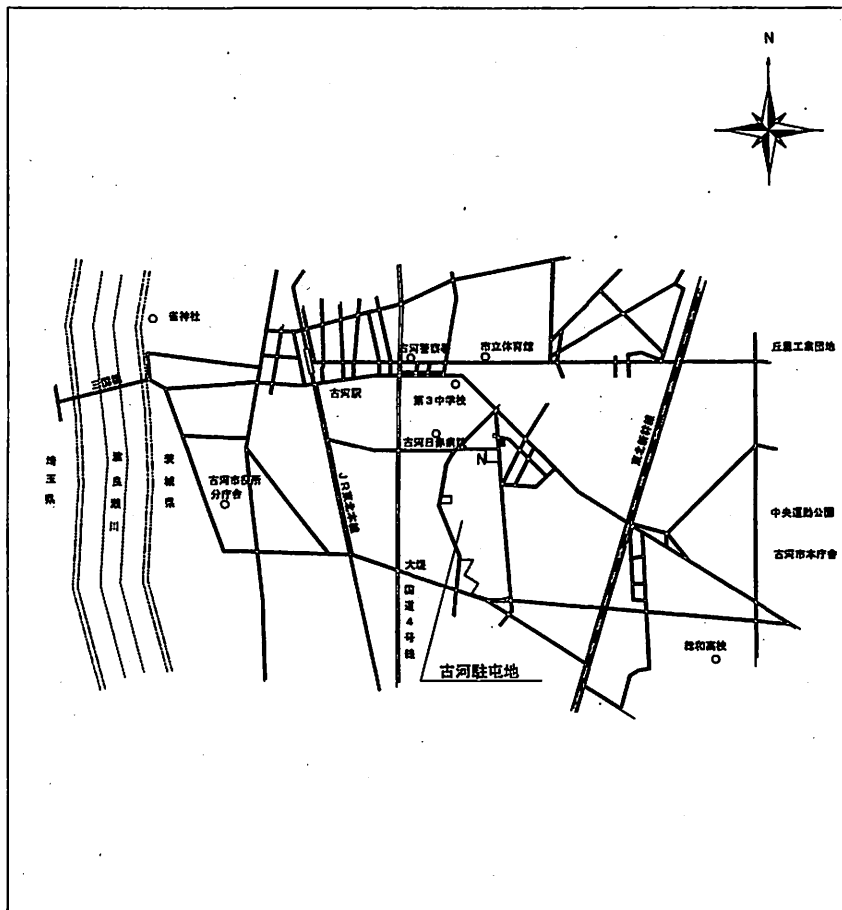
項目	規格・寸法	数量	単位
機械設備工事			
I 撤去工事			
圧力発信器撤去	アズビル製 SPS300	2.0	台
空気ダンパ撤去	川重冷熱製 VLD3-201	2.0	台
II 新設工事			
圧力発信器新設	アズビル製 SPS300	2.0	台
空気ダンパ新設	川重冷熱製 VLD3-201	2.0	台

※上表による数量は設計数量である。

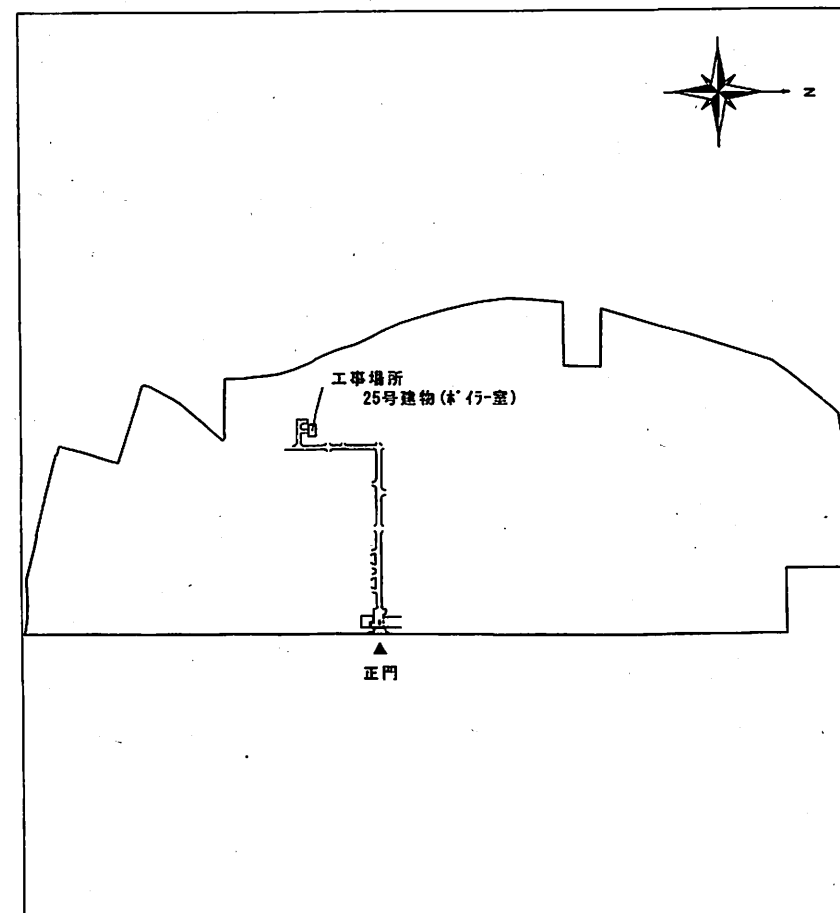
(4) その他

契約相手方は監督官の指示する工事関係資料を提出するものとする。

工事件名	25号建物ボイラー補修工事	図面番号	3/5
図 名	工事仕様書(2)	縮 尺	-
陸上自衛隊古河駐屯地業務管理科営繕班		作成年月日	R6.4.15

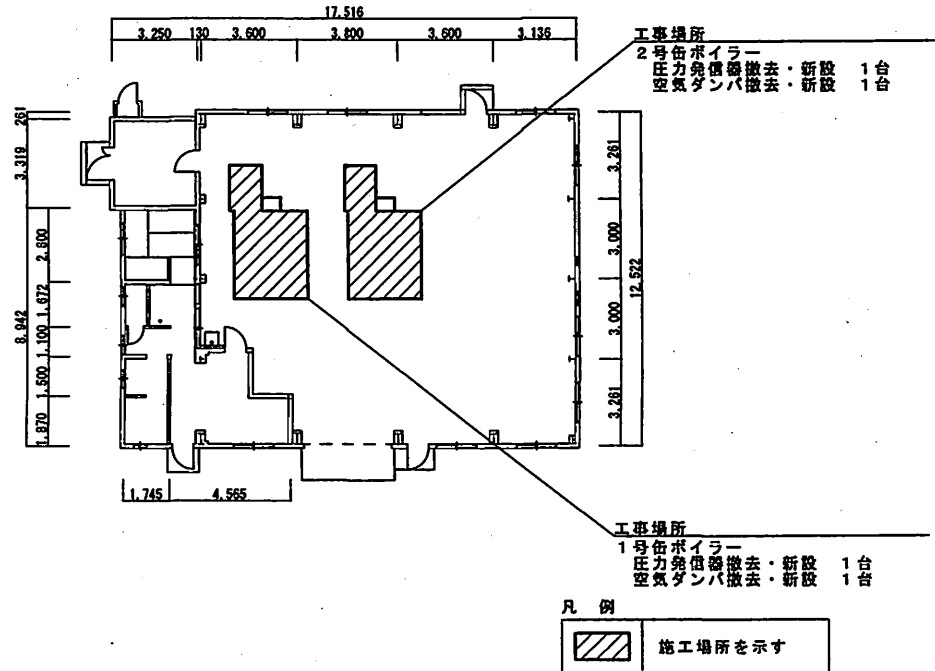


案内図 S=1/X



古河駐屯地配置図 S=1/X

工事件名	25号建物ボイラー補修工事	図面番号	4/5
図名	案内図・配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊古河駐屯地業務隊管理科営繕班		作成年月日	R6.4.15



工事件名	25号建物ボイラー補修工事	図面番号	5/5
図 名	25号建物平面図	縮 尺	図示
陸上自衛隊古河駐屯地業務隊管理科営繕班		作成年月日	R6.4.15